

監査報告書

学校法人 泉州 学園
理事会 御中
評議員会 御中

令和3年5月18日

監事 林 林重郎

監事 山本 雅彦

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人泉州学園寄附行為第7条の3の規定に基づき、学校法人泉州学園の令和2年度の業務の状況及び財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事からその業務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧し、主要な部署において業務及び財産の状況について監査を実施しました。

2. 監査の結果

- （1）学校法人泉州学園の業務に関する決定及び執行は適切であると認めます。
- （2）計算書類は、会計帳簿の記録と合致しており、令和2年度の財産の状況は適正なものと認めます。
- （3）本学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上